

平成 23 年度 税制改正（租税特別措置）要望事項（新設）

（警察庁）

制度名	捜査特別報奨金の非課税		
税目	所得税		
要望の内容	<p>捜査特別報奨金制度（※）により支払われる捜査特別報奨金について、所得税の算出の際に一時所得として扱わないよう措置しようとするもの。【新設】</p> <p>※都道府県警察が捜査を行っている事件のうち警察庁が特に指定するものに関して、当該事件の検挙に結び付く有力な情報を提供した者のうちの優等者に対して国費により報奨金を支払う制度。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲17.2 万円 （―）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>殺人等の重要凶悪事件の発生は、国民の体感治安に大きな影響を与える。国民に安心感を与えるためには、これらの重要凶悪事件の被疑者を警察において確実に検挙する必要がある。しかし、近年、国民の意識の変化による聞き込み捜査等の困難化等により、警察の捜査を取り巻く環境は厳しさを増している。このため、警察庁は、重要凶悪事件等の解決のための一般からの情報提供を促進することを目的として、捜査特別報奨金制度を、平成 19 年度に導入した。同制度は、警察庁特別手配等がなされた指名手配被疑者に係る事件や、発生から 6 か月が経過するなどした特異又は重要事件を対象としている。</p> <p>捜査特別報奨金を非課税とすることは、これにより、一般国民からの情報提供を促進し、社会的反響の大きい殺人等の重要凶悪事件をより多く検挙して国民に治安に対する安心感を与えることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまでの捜査特別報奨金制度対象事件のうち、国民からの情報提供による検挙事件数は 1 事件（1 年平均約 0.3 事件）にとどまっていることから、本件租税特別措置により、一般国民からの情報提供を促進し、より多くの重要凶悪事件を検挙することで、国民に治安に対する安心感を与えることが求められている。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>捜査特別報奨金制度は、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」（平成 20 年 12 月犯罪対策閣僚会議決定）に明確に位置付けられている。</p> <p>また、警察庁の政策評価体系では、「犯罪捜査の的確な推進」における「重要犯罪(※)に係る捜査の強化」に位置付けられている。</p> <p>※殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ</p>
		政策の達成目標	捜査特別報奨金制度対象事件に関する国民からの情報提供を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間は	3 年間
		同上の期間中の達成目標	捜査特別報奨金制度対象事件 1 事件当たりの月平均情報提供件数を増加させる。
		政策目標の達成状況	<p>捜査特別報奨金制度対象事件 1 事件当たりの月平均情報提供件数は、これまで 20 件前後で推移している(※)ところ、支払われる捜査特別報奨金に所得税を課さないこととすることにより、一般国民から提供される情報の件数が増加し、さらに多くの対象事件が検挙されることとなると考えられる。</p> <p>※捜査特別報奨金制度対象事件 1 事件当たりの月平均情報提供件数 平成 19 年度 24.2 件、平成 20 年度 17.3 件、平成 21 年度 25.5 件</p>
有 効 性	要望の措置の適用見込み	<p>平成 23～25 年度：各年度当たり 1 事件 (算出根拠) ○平成 19 年 5 月（第 1 回目広告）から平成 22 年 8 月までの間において捜査特別報奨金制度対象事件のうち国民から提供された情報が検挙へ寄与した検挙事件数 1 事件（1 年平均約 0.3 事件）</p>	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>捜査特別報奨金制度の報奨金は上限 300 万円(特に必要がある場合には、1,000 万円を超えない範囲で増額して定めることができる)であるが、現状では、支払われた報奨金に対して、これを一時所得として所得税が課税されており、報奨金が非課税とされれば、実際に得られる金額も多くなるとともに、確定申告等の手間がなくなることから、更なる情報の提供が期待される。</p> <p>また、警察では、情報提供者を保護するため、捜査特別報奨金の支払について、情報提供者の要望を踏まえ保秘を徹底しているところであるが、報奨金が非課税とされれば、確定申告等の手続を行うことにより情報提供を行ったことが周囲に知られてしまうのではないかと危惧していた情報提供者の不安の除去も図られることとからも、更なる情報の提供が期待できる。</p> <p>これにより、社会的反響の大きい殺人等の重要凶悪事件をより多く検挙することができることとなり、国民に治安に対する安心感を与えることが可能となる。</p> <p>これまでの捜査特別報奨金制度対象事件のうち、国民からの情報提供による検挙事件数は 1 事件（1 年平均約 0.3 事件）にとどまっているところ、情報提供件数の増加により、これまでの 1 年間当たりの検挙事件数以上の効果が見込まれる。</p>	

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	当該要望項目以外の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	報償費：捜査特別報奨金（1,000万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	捜査特別報奨金そのものが国費から支払われるものであり、本件租税特別措置は、これに所得税を課さないこととするものである。
	要望の措置の妥当性	納税手続をなくし、情報提供者の負担を軽減するとともに、情報提供者に関する保秘の徹底を図るという観点からは、他の政策手段は取り得ず、捜査特別報奨金を非課税とする租税特別措置が必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		